

## 入湯税の充当状況

入湯税は、地方税法に基づき、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税している目的税であり、令和元年度は次のとおり充当した。

入湯税の充当事業	945,300円
1 観光費	713,711円
(1) 観光施設維持管理費	
(2) 観光誘客宣伝事業費	
2 消防施設費	231,589円
(1) 消防水利施設整備事業費	
(2) 消防車両等整備事業費	

(注1) 入湯税は目的税ではあるが、経理上は市民税等の普通税と同様に一般財源として取扱っているため、上記の各事業への充当額は、入湯税の収入済額を各事業への一般財源充当額で按分したものである。

(注2) 充当額を算出するための事業費は、令和元年度予算にかかる事業費のみであり平成30年度からの繰越事業は含んでいない。また、令和元年度事業費のうち、令和2年度への繰越事業は含んでいない。